

従業員にとって魅力ある事業所を目指して

令和4年4月1日から、育児休業や介護休業の制度が改正されています。今回のセミナーでは、制度改正の解説から「子育てへの配慮」「働きやすい職場環境」をテーマに、「従業員のモチベーションアップ」や「働きがい」につながるような「従業員にとって魅力ある事業所」についてお話しいたします。

ぜひこの機会にご参加ください。

○日 時 令和4年11月18日（金） 13:30～15:00

○場 所 高山市役所2階 201・202会議室（花岡町2）

○講 師 岐阜県よろず支援拠点 コーディネーター
特定社会保険労務士 大塚 晋平氏

○対 象 市内の中小企業の経営者、人事担当者など

○申込方法 次の市ホームページよりお申し込みください。

<https://www.city.takayama.lg.jp/events/1000045/1017247.html>

○申込期限 令和4年11月17日（木）まで

○問合せ先 高山市役所 雇用・産業創出課
電話0577-35-3182



【講師 大塚 晋平氏 プロフィール】

特定社会保険労務士。企業での営業部員、労働局での総合労働相談員や働き方・休み方改善コンサルタント、「ものづくり補助金」のコーディネーター等、多数の経験・実績あり。現在は、経営コンサルタント事務所の非常勤取締役、職業能力開発大学校で「経営管理」「安全衛生管理」の講師を担当。『経営の分かる社会保険労務士』として、企業の人事・労務管理、人材育成、経営改善を得意とする。

